

平成 30 年(2018 年)7 月 30 日

報道機関 各位

市内ガソリンスタンド跡地における土壌及び地下水の基準超過事案について

株式会社いちたかガスワンが所有する市内のガソリンスタンド跡地において、同社が土壌・地下水調査を行ったところ、ベンゼンについて土壌汚染対策法に基づく土壌溶出量基準超過及びそれに起因する地下水基準超過が確認されました。

このため、札幌市では、周辺の地下水(井戸)の水質調査を実施しております。その結果、全ての井戸でベンゼンは検出されず、現時点で周辺地下水への影響は見られませんでした。

今後とも、周辺に影響を及ぼさないよう、事業者は当該跡地の対策工事を実施することとしており、札幌市としては対策が適切に行われるよう指導してまいります。

1 施設名等

西山油機株式会社 栄町給油所 (札幌市東区北 48 条東 1 丁目 1-7、1-9)

※株式会社いちたかガスワンより土地を賃貸借

※ガソリンスタンド営業：平成 4 年(1992 年)7 月～平成 30 年 (2018 年) 5 月

2 経緯

平成 30 年 7 月 27 日	事業者が土壌及び地下水調査結果を札幌市に報告
同 日	札幌市が周辺地区 3 箇所(井戸)の水質調査を実施
同年 7 月 30 日	上記井戸の水質調査結果が判明

3 調査結果の概要

(1) 事業者による調査結果

区分	調査地点数 (基準超過地点数)	基準超過項目	測定値(最大値)	基準値
土壌(溶出量)	7 (1)	ベンゼン	0.011 mg/L	0.01 mg/L
地下水	7 (3)	ベンゼン	0.036 mg/L	0.01 mg/L

(2) 札幌市による周辺地下水質調査結果

札幌市が把握している井戸のうち、当該地周囲にある 3 箇所(当該ガソリンスタンド跡地から約 140m、210m、370m)について水質調査を実施した結果、全ての井戸でベンゼンは不検出(0.001mg/L 未満)でした。

(3) 基準超過原因

ガソリンの中に含まれていたベンゼンが基準超過の原因と推定
詳細な原因については、現在事業者にて確認中

4 事業者による対策等の予定

基準超過地下水の拡散防止及び基準超過土壌の浄化対策の手法につきましては、現在事業者が検討を行っているところです。

今後、札幌市としましては、土壌汚染対策法に基づき適切な措置がなされるよう指導してまいります。

参考

○ 土壌汚染等の基準について

土壌汚染対策法では、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、26種類を指定しており（特定有害物質）、①地下水摂取によるリスクからは土壌溶出量基準が、②直接摂取によるリスクからは土壌含有量基準が、③地下水汚染の判断基準として地下水基準が定められている。

○ ベンゼン

常温では特徴的な臭いをもつ無色透明の液体で、水に溶けにくく、揮発性物質である。主な用途は他の化学物質を製造するための材料（プラスチック、樹脂、接着剤等）であり、ガソリン中にも含まれる（1%以下）。また、たばこの煙にもベンゼンが含まれている。

国際がん研究機関（IARC）はベンゼンをグループ 1（人に対して発がん性がある）に分類している（http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_chem/iarc.html）。

問合せ先： 環境局環境都市推進部環境対策課

八田、末永（まつえTEL 211-2882）